

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 30 回定例総会議事録

令和 7 年 1 月 23 日

於 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

第 25 期第 30 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 1 月 23 日 (火) 午後 3 時 00 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 7 名 下記のとおり

記

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1		5		9	
2		6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について | (資料 1) |
| (2) 引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明書の発行について | (資料 2) |
| (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について | (資料 3) |
| (4) 農園用地貸付けを行った旨の証明書の発行について | (資料 4) |

2 報告事項

- | | |
|--|--------|
| (1) 農地転用届出の専決処分報告について | (資料 5) |
| 合計 4 件 (内訳: 4 条関係 3 件、5 条関係 1 件) | |
| (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について | (資料 6) |
| (3) 第 65 回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について | (資料 7) |
| (4) 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について | (資料 8) |

3 その他

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 新春七草がゆの集いについて | (資料 9) |
| (2) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について | (資料 10) |
| (4) 農業委員会だより (案) について | (別添資料) |

3 次回日程

日 時 令和 8 年 1 月 26 日 (月) 午後 3 時 30 分 開会
場 所 下赤塚地域センター第 2 、第 3 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	宮本 拓	委員
	田中 はつ江	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	橋本 陣	書記

事務局長	<p>只今より、第25期第30回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、宮本拓委員、田中はつ江委員を指名させていただきます。欠席の届出が會田幸夫会長職務代理、安井一郎委員、稻本政美委員、久保秀一委員、木村博之委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、資料1、1ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度、税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。</p> <p>今回は1件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は66及び107です。</p> <p>土地の所在は、徳丸七丁目19番1、19番2及び徳丸四丁目186番36で、地目は何れも畠、面積は合計で2,103平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、1ページ下段の生産緑地番号66の案内図において、矢印が指しているところ、紅梅小学校の東側、及び2ページの生産緑地番号107の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北東側です。12月9日に、木村博之 委員に現地を確認して頂いております。</p> <p>問題等がなければ、3ページの証明書を発行いたします。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらは生産緑地番号66の様子です。ダイコン、ブロッコリー、人参などが植えられておりました。ハウス内も非常にきれいで、コマツナなどが植えられておりました。</p> <p>続いて、生産緑地番号107番の様子です。ダイコン、ネギなどが植えられておりました。</p> <p>66番、107番ともにきれいに耕作されており、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	何か、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委 員	現地確認を行った際に、万が一、農業経営を行っていなかった場合はどうなりますか。
事 務 局 長	現地を確認し、総会の中で委員の皆様に協議していただいた結果、証明を出せない、という結論に至りましたら相続税の納税猶予は適用されなくなります。
委 員	事務局として、証明書が出せない、となった場合には申請人にはどう対応しますか。
書 記	現状では証明書を発行できない旨を申請人に伝え、改善するよう指導いたします。 また、そうした事態にならないよう、1年に1回実施しております農地利用状況調査で現地を確認し、問題のある農地は指導を行い、改善していきたいと考えております。
委 員	今までに証明書を発行しなかったケースはありますか。
書 記	そのようなケースはございません。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問はございますか。 特ないようですので、採決に移りたいと思います。 証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成多数)
	それでは、事務局は証明書の発行をお願いします。 続いて、協議事項（2）引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料2、4ページをご覧ください。本件は、協議事項（1）の証明書と併せて必要となる証明書で、認定都市農地貸付が、現時点においても継続して行われていることを証明するものです。 今回は1件でございます。 番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は107です。 土地の所在は、徳丸四丁目186番36で、地目は畠、面積は80平方メートルです。 概ねの位置ですが、4ページ下段の生産緑地番号107の案内図において、矢印が指しているところ、北野小学校の北西側です。こちらも1

	<p>2月9日に、木村博之 委員に現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、5ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらは貸借を行っている箇所のみとなりますので、生産緑地番号107番の一部、こちらの箇所が対象となります。 ダイコンが植えられており、きれいに耕作されていますので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。</p>
委員	<p>こちらは、貸借を受けた学校が1年通して耕作を行っているのですか。また、貸借の期間は何年間ですか。</p>
書記	<p>春と秋の2回耕作しており、春にエダマメ、秋に大根を耕作し、収穫体験を行っております。 また、貸借の期間は3年間です。</p>
会長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特ないようですので、採決に移りたいと思います。 証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(賛成多数)</p> <p>それでは、事務局は証明書の発行をお願いします。 続いて、協議事項（3）相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、資料3、6ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けるために、被相続人及び相続人の方が、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適格者である旨を証明するものです。 今回は1件でございます。 申請年月日は、令和7年12月8日、被相続人及び相続人は記載のとおりです。 生産緑地番号は17で、土地の所在は、赤塚一丁目998番1、1002番1、1008番2、それぞれのうちの一部で、地目は何れも畠、面積は合計で1,583平方メートルです。 概ねの位置ですが、6ページ、「5 位置図」において、生産緑地番号17の矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北東側です。 相続開始年月日は令和7年3月30日です。</p>

	<p>12月9日に、木村博之 委員に現地を確認して頂いております。問題等がなければ、7ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は区民農園となっており、各利用者が耕作を行っております。今回、適格者証明書を発行する範囲は、この区民農園内のみとなります。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。説明は以上でございます。</p>
委員	生産緑地は、土地の筆の一部という形でも指定できますか。
書記	全筆でなくでも指定を受けることができます。
委員	申請人が相続税納税猶予の申請をしたとしても、実際に納税猶予が受けられる土地が少なくなる可能性はありますか。
書記	あくまでも受理をするのは税務署になりますが、税務署の現地確認の結果、そうしたこともありえるかと想定されます。
会長	<p>他に何かご意見、ご質問はございますでしょうか。特ないようですので、採決に移りたいと思います。証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(賛成多数)
	<p>それでは、事務局は証明書の発行をお願いします。続きまして、協議事項（4）農園用地貸付けを行った旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、資料4、9ページをご覧ください。本件は、協議事項（3）の証明書と併せて必要となる証明書で、農園用地の貸付けを行ったことを証明するものです。</p> <p>今回は1件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は17です。</p> <p>土地の所在は、赤塚一丁目998番1、1002番1、それぞれの内の一 部、及び1008番2の全部で、地目は何れも畠、面積は合計で1,912.89平方メートルです。</p>

	<p>概ねの位置ですが、9ページ下段の生産緑地番号17の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北東側です。</p> <p>こちらも12月9日に、木村博之 委員に現地を確認して頂いております。</p> <p>問題等がなければ、10ページの証明書を発行いたします。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>先ほどの適格者証明書と同様の区民農園となります。</p> <p>証明書の発行にあたり、問題はないと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員	<p>先ほどの協議事項にあった土地の面積と少し違いますがこの差はなんですか。</p>
書記	<p>先ほどの事項の面積は、相続を受けた生産緑地のうち、今後も引き続き耕作等を行っていく土地の面積で、本件に記載の面積は、実際に農園用地の貸付を行っていた土地の面積となります。</p>
委員	<p>相続税納税猶予を受ける土地について、一部小屋など、耕作しない部分もありますが、こうした部分については納税猶予を受けることはできますか。</p>
書記	<p>建物の程度によって、判断が変わってくるかと思います。</p> <p>また、相続税納税猶予制度の適用を受けることができる施設等の要件と、生産緑地内に建てられる施設の要件も異なっているため、非常に判断が難しいものになります。</p> <p>詳細の要件につきましては、次回の総会にて、ご説明させていただきます。</p>
会長	<p>他に何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>特ないようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(賛成多数)</p> <p>それでは、事務局は証明書の発行をお願いします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>それでは、資料5、11ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和7年11月11日から同年12月10日までに届出があったもの、3件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚二丁目655番17の1筆で、登記簿上の地目は何れも畠、現況は不耕作地となっています。面積は201平方メートル、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、12ページ上段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北西側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は共同住宅1棟が建設中となっておりました。</p> <p>今月完了予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして専決番号2、土地の所在が成増一丁目407番2及び407番3の2筆で、登記簿上の地目は何れも畠、現況は不耕作地となっています。</p> <p>面積は合計で174平方メートル、転用の目的は店舗兼個人住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、12ページ下段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、東京メトロ地下鉄成増駅の南東側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は店舗兼住宅となっており、現況に対する届出です。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>最後に、専決番号3、土地の所在が富士見町3番1から10の10筆で、登記簿上の地目は何れも畠、現況は不耕作地となっています。面積は合計で11,964平方メートル、転用の目的は公共施設です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、13ページ上段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、富士見地域センター、板橋フレンドセンターのある旧板橋第四中学校跡地です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は中学校跡地となっており、現在は板橋区の施設が複数入っています。</p> <p>現況に対する届け出でございます。</p>

	説明は以上でございます。
会長	第4条関係につきまして、何か、ご意見、ご質問はございますでしょうか。
委員	専決番号2番について、既に建物が建っており、取り壊し等の予定もなさそうですが、今回届出を行った理由は何ですか。
書記	今回届出を行った理由として、土地の書類を確認していたところ、地目が畠のままであることが確認できたため、今回届出を行った旨聞いております。
委員	専決番号3について、これから何か開発が進んでいく、という認識で良いですか。
事務局長	そうした開発があるかと考えております。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 それでは続いて第5条関係の説明をお願いします。
事務局長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和7年11月11日から同年12月10日までに届出があったもの、1件でございます。14ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が前野町五丁目28番19の1筆で、登記簿上の地目は畠、現況は不耕作地となっています。 面積は103平方メートル、転用の目的は個人住宅です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、14ページ下段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、淑徳中学校・淑徳高等学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書記	現況は個人住宅となっておりました。 今後、既存の建物を取り壊し、注文住宅を建築予定と伺っております。 説明は以上でございます。
会長	第5条関係につきまして、何か、ご意見、ご質問はございますか。
委員	店舗兼住宅、ということですが、どういった店舗だったかはわかりますか。

書記	店舗の詳細は分かりません。
会長	<p>他に何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項（2）農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書記	<p>資料15ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、農地の賃貸借において、賃貸借契約を解除する際に必要な届出となります。</p> <p>農地法18条では、農地の賃貸借の解除をする場合、都道府県知事の許可が原則必要と規定されておりますが、18条第1項但し書及び第6項によって、一部の場合は許可を必要とせず、農業委員会への通知を行うこととされております。</p> <p>本件では、18条第1項第2号に規定されております、「合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限の前6か月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に該当するため、農業委員会で受理をいたしました。</p> <p>なお、本件につきましては証明書等の発行はなく、本通知を受理するのみとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>特ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項（3）第65回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	こちらは、書記からご説明いたします。
書記	<p>資料19ページをご覧ください。</p> <p>企業的農業経営顕彰につきまして、受賞結果について通知を受領しましたので報告いたします。</p> <p>続いて21ページをご覧ください。果樹部門におきまして、当農業委員会の推薦者が「全国農業会議所会長賞」を受賞されることが決定いたしました。</p> <p>受賞されました方は、来年2月24日（火）に開催される「第67回東京都農業委員会・農業者大会」において、表彰される予定でございます。</p>

	<p>なお、農業者大会につきましては、例年、農業委員の皆様にご出席いただいております。交通手段としては、マイクロバスで委員の皆様をご案内し、農業者大会終了後、こちらに戻り、農業者大会報告会を開催させていただく予定でございます。詳細がわかりましたら、また、皆様にご連絡させていただきます。説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特ないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（4）東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらも、書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>25ページ、資料8をご覧ください。「東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例」が11月28日公布されました。</p>
<p></p>	<p>この中には、農業委員会委員の報酬額に関する改定も含まれております。 農業委員の皆様の報酬額の改定内容につきまして、28ページに額を表にまとめております。</p>
<p></p>	<p>また、今回改正された報酬額は、令和7年4月1日から適用することとなっておりまして、12月分の報酬額は、改定後の報酬額を適用し、さらに令和7年4月分から11月分までの差額をお支払いすることになります。支給日は、通常と変わらず月末、今月は12月26日を予定しております。</p>
<p></p>	<p>なお、明細書につきましては、12月の総会の開催通知と併せてお送りさせていただいております。 説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特ないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（1）新春七草がゆの集いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは、29ページ、資料9をご覧ください。 新春七草がゆの集いの開催についてでございます。今回で36回目となります板橋区の伝統行事でございます。</p>

	<p>実施日時は、令和8年1月7日（水）午前11時から、会場は区立城北公園内野球場で実施します。実施内容でございますが、11時から開会式典を行いまして、概ね11時15分から七草がゆの試食1000食の配付を予定しています。この他、繭玉飾りの展示、羽根つき・独楽（こま）まわしコーナー、区内産農産物および花卉の販売と募金活動を予定しております。</p> <p>ご来場の皆さんに熱々の七草がゆを召し上がっていただけますよう、昨年度同様、3～4人がけのベンチを140台用意する予定ですので、概ね500人くらいは、着席してお召し上がりいただけるものと考えております。</p> <p>最後に周知方法ですが、広報いたばし、12月20日号に掲載するほか、町会掲示板へのポスター掲示、区ホームページ、板橋ふれあい農園会ホームページにて周知してまいります。また、新年の伝統行事ということで、例年マスコミの取材を受けるなど、注目度の高い事業でございます。主催、板橋ふれあい農園会・板橋区、協力、板橋区民農園農芸指導員の会・JA東京あおばにより開催する予定でございます。また、農業委員の皆様におかれましても、ご案内文書を送らせていただいておりますが、可能な範囲内で、ご協力とお力添えをお願いいたします。</p> <p>それから、資料にはございませんが、今月11日（木）12（金）の2日間、区役所本庁舎で冬野菜マルシェを実施いたしました。両日とも11時30分から販売いたしまして、多くの区民の皆様、職員の皆様にお買い求めいただき、両日とも午後1時頃には完売いたしました。出荷・販売にご協力いただきました委員の皆様、ありがとうございました。また、年忘れ野菜マルシェを12月25日（木）区役所本庁舎1階で行います。午前11時30分から販売いたしますので、お近くにご用事の際には、お立ち寄りいただきたいと思います。また農産物の出荷・販売にご協力いただく委員の皆様、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	今回の募金は何の募金を行いますか。
農政担当係長	能登半島地震に係る災害への募金です。
会長	<p>他に何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>特ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、その他（2）国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局長	こちらは、書記からご説明いたします。
書記	<p>30ページ、資料10をご覧ください。東京都農業会議より、東京都及び国への要望事項について通知がございました。</p> <p>こちらは、農業委員会法第53条に基づき、毎年東京都農業会議がとりまとめ、東京都及び国へ要望を提出しているものです。32ページには今後のスケジュールを記載しており、今後各農業委員会が集まる場でも協議がなされ、最終的には2月に国へ、3月に都へ要望を提出いたします。</p> <p>なお、33ページから36ページにかけては昨年度の都への要望、37ページから44ページにかけては昨年度の国への要望を添付しております。</p> <p>なお、事務局としましては、今年度の総会時にもご意見をいただいております、国有農地の解消や、近年の猛暑に対する対策等を要望したいと考えておりますが、ほかにもご意見等ございましたらよろしくお願ひします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
	特ないようすで続ましてその他（3）農業委員会だより（案）について事務局より説明をお願いします。
事務局長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書記	<p>机上配付させていただきました、カラー印刷をしております別添資料をご覧ください。総会終了後、12月末に発行予定の、農業委員会だよりの原稿の案でございます。農業委員会だよりは、年2回発行し、年間の行事や各種制度のご案内、農業委員会の活動等を農業者の方を中心に周知していくための情報発信のツールの一つとして位置付けているものでございます。</p> <p>農業委員会だよりは、区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に発送する予定です。</p> <p>1面、2面は、第48回板橋農業まつり開催について写真とともに掲載しております。</p> <p>3面に移っていただき、新春七草がゆの集いについてですが、令和8年1月7日（水）午前11時から区立城北公園内野球場にて開催予定でございます。新年を迎えて最初のイベントとなります。農業委員の皆様にも出席のご案内をさせていただいております。宜しくお願ひいたします。</p> <p>その下、今年10月に実施しました農業委員会視察及び農地利用状況</p>

調査について掲載しております。

最後、4面には、生産緑地の追加指定に関する情報、板橋区の補助金のご案内、「援農ボランティア事業」、農業者年金制度についてのご案内を掲載しております。

紙面の説明は以上となります。今回の農業委員会だよりは、本日の定例総会でご意見を伺い、年内中に、農業者、関係団体、区役所内部等含めて、300部ほど発行する予定でございます。

説明は以上でございます。

会

長

他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。

特にないようですので、本日の議事は以上となります。

全体を通して、何かございますか。

特にないようですので、これをもちまして第30回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後4時3分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 1月19日（月）午後2時00分
- ・定例総会 1月26日（月）午後3時30分